

現行民法	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	破産法	改正破産法(民法改正に伴う)
	第14 受領遅滞		
(受領遅滞) 第413条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。	1 民法第413条の削除 民法第413条を削除するものとする。		
	2 保存義務の軽減 保存義務の軽減について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存すれば足りる。		
	3 履行費用の債権者負担 履行費用の債権者負担について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことにより、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。		
	4 受領遅滞中の履行不能 受領遅滞中の履行不能について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。		
	第15 債権者代位権		
(債権者代位権) 第423条 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。	1 債権者代位権の要件(民法第423条第1項関係) 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利(以下「被代位権利」という。)を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。		
2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。	2 債権者代位権の要件(民法第423条第2項関係) (1) 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。 (2) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができない。		
	3 代位行使の範囲 代位行使の範囲について、次のような規律を設けるものとする。 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。		
	4 直接の引渡し等 直接の引渡し等について、次のような規律を設けるものとする。 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。		
	5 相手方の抗弁 相手方の抗弁について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が被代位権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。		

現行民法	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	破産法	改正破産法(民法改正に伴う)
	<p>6 債務者の取立てその他の処分の権限等 債務者の取立てその他の処分の権限等について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。</p>		
	<p>7 訴えによる債権者代位権の行使 訴えによる債権者代位権の行使について、次のような規律を設けるものとする。 債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。</p>		
	<p>8 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権について、次のような規律を設けるものとする。 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。この場合においては、5から7までの規定を準用する。</p>		
	第16 詐害行為取消権		
<p>第424条 債権者は、債務者が債権者を害することを 知っていた法律行為の取消しを裁判所に請求すること ができる。ただし、その行為によって利益を受けた者 又は転得者がその行為又は転得の時に債権者 を害すべき事実を知らなかったときは、この限りで ない。</p>	<p>1 受益者に対する詐害行為取消権の要件(民法第424条第1項関係) 債権者は、債務者が債権者を害することを知っていた行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者(以下この第16において「受益者」という。)がその行為の時に債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。</p>	<p>(破産債権者を害する行為の否認)</p> <p>第六十条 次に掲げる行為(担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。)は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。</p> <p>一 破産者が破産債権者を害することを知っていた行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。</p> <p>二 破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て(以下この節において「支払の停止等」という。)があった後にした破産債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。</p> <p>2 破産者がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、破産手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、破産財団のために否認することができる。</p> <p>3 破産者が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。</p>	

現行民法	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	破産法	改正破産法(民法改正に伴う)
2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。	2 受益者に対する詐害行為取消権の要件(民法第424条第2項関係) (1) 1の規定は、財産権を目的としない行為については、適用しない。 (2) 債権者は、その債権が1に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、1の規定による請求(以下「詐害行為取消請求」という。)をすることができる。 (3) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができない。		
	3 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則 相当の対価を得てした財産の処分行為について、次のような規律を設けるものとする。 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。 (1) その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分(以下この3において「隠匿等の処分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。 (2) 債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。 (3) 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。	(相当の対価を得てした財産の処分行為の否認) 第百六十一条 破産者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。 一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、破産者において隠匿、無償の供与その他の破産債権者を害する処分(以下この条並びに第百六十八条第二項及び第三項において「隠匿等の処分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。 二 破産者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。 三 相手方が、当該行為の当時、破産者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。 2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。 一 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者 二 破産者が法人である場合にその破産者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者 イ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者 ロ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社又は親法人及び子株式会社が有する場合における当該親法人 ハ 株式会社以外の法人が破産者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者 三 破産者の親族又は同居者	

現行民法	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	破産法	改正破産法(民法改正に伴う)
	<p>4 特定の債権者に対する担保の供与等の特則 特定の債権者に対する担保の供与等について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。</p> <p>ア その行為が、債務者が支払不能(債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。(2)アにおいて同じ。)の時に行われたものであること。</p> <p>イ その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。</p>	<p>(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)</p> <p>第六十二条 次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。</p> <p>一 破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限り。</p> <p>イ 当該行為が支払不能になった後にされたものである場合 支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。</p> <p>ロ 当該行為が破産手続開始の申立てがあった後にされたものである場合 破産手続開始の申立てがあったこと。</p>	
	<p>(2) (1)に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、(1)の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。</p> <p>ア その行為が、債務者が支払不能になる前30日以内に行われたものであること。</p> <p>イ その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。</p>	<p>二 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。</p> <p>2 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと)を知っていたものと推定する。</p> <p>一 債権者が前条第二項各号に掲げる者のいずれかである場合</p> <p>二 前項第一号に掲げる行為が破産者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が破産者の義務に属しないものである場合</p> <p>3 第一項各号の規定の適用については、支払の停止(破産手続開始の申立て前一年以内のものに限る。)があった後は、支払不能であったものと推定する。</p>	
	<p>5 過大な代物弁済等の特則 過大な代物弁済等について、次のような規律を設けるものとする。 債務者がした債務の消滅に関する行為であつて、受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、1に規定する要件に該当するときは、債権者は、4(1)の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請求をすることができる。</p>		

現行民法	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	破産法	改正破産法(民法改正に伴う)
	<p>6 転得者に対する詐害行為取消権の要件 転得者に対する詐害行為取消権の要件について、次のような規律を設けるものとする。 債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。</p> <p>(1) その転得者が受益者から転得した者である場合 その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。 (2) その転得者が他の転得者から転得した者である場合 その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。</p>	<p>(転得者に対する否認権)</p> <p>第七十条 次に掲げる場合には、否認権は、転得者に対しても、行使することができる。 一 転得者が転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知っていたとき。 二 転得者が第六十一条第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知らなかったときは、この限りでない。 三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によって転得した場合において、それぞれその前者に対して否認の原因があるとき。</p> <p>2 第六十七条第二項の規定は、前項第三号の規定により否認権の行使があった場合について準用する。</p>	<p>(転得者に対する否認権)</p> <p>第七十条 次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは、否認権は、当該各号に規定する転得者に対しても、行使することができる。ただし、当該転得者が他の転得者から転得した者である場合においては、当該転得の前に取得したすべての転得者に対しても否認の原因があるときに限る。 一 転得者が転得の当時、破産者がした行為が破産債権者を害することを知っていたとき。 二 転得者が第六十一条第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の当時、破産者がした行為が破産債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。 三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によって転得した者であるとき。</p> <p>2 第六十七条第二項の規定は、前項第三号の規定により否認権の行使があった場合について準用する。</p>

現行民法	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	破産法	改正破産法(民法改正に伴う)
	<p>7 詐害行為取消権の行使の方法 詐害行為取消権の行使の方法について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消とともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。</p> <p>(2) 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消とともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。</p> <p>(3) 詐害行為取消請求に係る訴えについては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める者を被告とする。 ア 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え 受益者 イ 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え その詐害行為取消請求の相手方である転得者</p> <p>(4) 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。</p>	<p>(破産者の受けた反対給付に関する相手方の権利等)</p> <p>第六十八条 第六十条第一項若しくは第三項又は第六十一条第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。</p> <p>一 破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存する場合 当該反対給付の返還を請求する権利</p> <p>二 破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存しない場合 財団債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利</p> <p>2 前項第二号の規定にかかわらず、同号に掲げる場合において、当該行為の当時、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、相手方が破産者がその意思を有していたことを知っていたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。</p> <p>一 破産者の受けた反対給付によって生じた利益の全部が破産財団中に現存する場合 財団債権者としてその現存利益の返還を請求する権利</p> <p>二 破産者の受けた反対給付によって生じた利益が破産財団中に現存しない場合 破産債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利</p> <p>三 破産者の受けた反対給付によって生じた利益の一部が破産財団中に現存する場合 財団債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び破産債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利</p> <p>3 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第六十一条第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。</p> <p>4 破産管財人は、第六十条第一項若しくは第三項又は第六十一条第一項に規定する行為を否認しようとするときは、前条第一項の規定により破産財団に復すべき財産の返還に代えて、相手方に対し、当該財産の価額から前三項の規定により財団債権となる額(第一項第一号に掲げる場合にあつては、破産者の受けた反対給付の価額)を控除した額の償還を請求することができる。</p>	
	<p>8 詐害行為の取消しの範囲 詐害行為の取消しの範囲について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。</p> <p>(2) 債権者が7(1)後段又は(2)後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、(1)と同様とする。</p>		

現行民法	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	破産法	改正破産法(民法改正に伴う)
	<p>9 直接の引渡し等 直接の引渡し等について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 債権者は、7(1)前段又は(2)前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをする義務を免れる。</p> <p>(2) 債権者が7(1)後段又は(2)後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、(1)と同様とする。</p>		
<p>(詐害行為の取消しの効果) 第425条前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる。</p>	<p>10 詐害行為の取消しの効果(民法第425条関係) 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。</p>	<p>(否認権行使の効果) 第百六十七条 否認権の行使は、破産財団を原状に復させる。</p> <p>2 第百六十条第三項に規定する行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。</p>	
	<p>11 受益者の反対給付 受益者の反対給付について、次のような規律を設けるものとする。 債務者がした財産の処分に関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。</p>		
	<p>12 受益者の債権 受益者の債権について、次のような規律を設けるものとする。 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合(5の規定により取り消された場合を除く。)において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。</p>	<p>(相手方の債権の回復) 第百六十九条 第百六十二条第一項に規定する行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによって原状に復する。</p>	

現行民法	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	破産法	改正破産法(民法改正に伴う)
	<p>13 転得者の反対給付及び債権 転得者の反対給付及び債権について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。</p> <p>(1) 11に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば11の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権</p> <p>(2) 12に規定する行為が取り消された場合(5の規定により取り消された場合を除く。) その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば12の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権</p>		<p>(新設:破産者の受けた反対給付に関する転得者の権利等)</p> <p>第170条の2 (1)破産者がした第160条1項若しくは第3項又は第161条第1条に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認された時には、転得者は、第168条1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、同行第1号に掲げる場合において、破産者の受けた反対給付の価額が、第4項に規定する転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は財団債権者として破産者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利を行使することができる。</p> <p>(2)前項の規定にかかわらず、第168条第1項第2号に掲げる場合において、当該行為の当時、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が破産者がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同条第2項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。</p> <p>(3)前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第161条第2項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知ってい</p>

現行民法	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	破産法	改正破産法(民法改正に伴う)
			<p>相手方の意思を有していたことを知らずして推定する。</p> <p>(4)第1項及び第2項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。</p> <p>(5)破産管財人は、第1項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によって否認しようとするときは、第167条1項の規定により破産財団に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により財産債権となる額(第168条第1項第1号に掲げる場合(第1項ただし書に該当するときを除く。))にあつては、破産者の受けた反対給付の価額)を控除した額の償還を請求することができる。</p> <p>(相手方の債権に関する転得者の権利) 破産者がした第162条第1項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還した時は、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によって否認されたとすれば第169条の規定により原状に復すべき相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第4項の規定を準用する。</p>
<p>(詐害行為取消権の期間の制限) 第426条 第424条の規定による取消権は、債権者が取消の原因を知った時から二年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。</p>	<p>14 詐害行為取消権の期間の制限(民法第426条関係) 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年を経過したときは、提起することができない。行為の時から10年を経過したときも、同様とする。</p>	<p>(否認権行使の期間) 第百七十六条 否認権は、破産手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から二十年を経過したときも、同様とする。</p>	<p>(否認権行使の期間) 第百七十六条 否認権は、破産手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から十年を経過したときも、同様とする。</p>